



資料編

-
- | | |
|--------------|------|
| 1. 用語集 | 資-1～ |
| 2. 各誘導施設の定義等 | 資-6～ |
| 3. 策定の経緯 | 資-7～ |

1. 用語集

か 行

家屋倒壊等氾濫想定区域 かおくとうかいとうはんらんそうていくいき

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域。

基幹的公共交通 きかんてきこうきょうこうつう

日 30 本以上の運行頻度（概ねピーク時片道 3 本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。

急傾斜地崩壊危険区域 きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき

崩壊する恐れのある崖地（傾斜勾配 30 度以上）で、その崩壊により相当数の住民等に被害が生ずる恐れのある区域及びそれに隣接する土地のうち、当該崖地の崩壊が助長・誘発されないよう、一定行為（切土・掘削・盛土・立木の伐採・ため池の設置等）を制限する必要がある区域。

強靱化地域計画 きょうじんかちいきけいかく

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第十三条で定められた、大規模自然災害等に備えるため事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。

共同型都市再構築業務 きょうどうがたとしさいこうちくぎょうむ

地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。

居住誘導区域 きょじゅうゆうどうくいき

住宅を誘導すべき区域として本計画で定める区域。一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする。

近隣商業地域 きんりんしょうぎょうちいき

用途地域のうち、主に、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域で、住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。

工業専用地域 こうぎょうせんようちいき

用途地域のうち、工場のための地域で、どんな工場でも建てられるが、住宅・お店・学校・病院・ホテルなどは建てられない。

工業地域 こうぎょうちいき

用途地域のうち、どんな工場でも建てられる地域で、住宅やお店は建てられるが、学校・病院・ホテルなどは建てられない。

コンパクトシティ

都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とする政策・考え方。「集約型都市構造」とも言う。高齢化や人口減少が進む中で、持続可能な都市を目指す試み。

さ 行

GIS ジーアイエス

地理情報システムの略称。土地に関する様々な情報をコンピュータ上で管理し、地図として作図・表示する等の機能がある。

市街化区域 しがいかくいき

すでに市街地を形成している区域、または、今後 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。市街化区域では、必ず用途地域を定める。

地すべり防止区域 じすべりぼうしゅくいき

「地すべり等防止法」に基づき、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある区域。

指定緊急避難場所 していきんきゅうひなんばしょ

津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所。

社人研 しゃじんけん

国立社会保障・人口問題研究所のこと。社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された厚生労働省の機関。人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計している。

集積／集約 しゅうせき／しゅうやく

本計画では、既に集まっている状態を「集積」、今後集めることを「集約」と定義している。

準工業地域　じゅんこうぎょうちいき

用途地域のうち、主に軽工業の工場やサービス施設等、住宅や店舗が混在して立地する地域で、危険性・環境悪化が大きい工場のほかはほとんど建てられる。

商業地域　しょうぎょうちいき

用途地域のうち、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。一定の工場などを除いてほとんどの用途の建築物を建てることことができる。

浸水想定区域　しんすいそうていくいき

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

た　行

多極ネットワーク型都市づくり　たきよくなつとわーくがたとしづくり

中心部を地域拠点として中核拠点をネットワークで結ぶ都市づくり。

地域防災計画　ちいきぼうさいけいかく

災害対策基本法第40条で定められた、防災基本計画に基づく防災計画。

中心市街地　ちゅうしんしがいち

商業施設等の都市機能が相当程度集まっており、経済活動や都市活動で市町村の中心としての役割を果たしている市街地。

DID　ディーアイディー

「人口集中地区」とも言う。人口密度が4,000人/km²以上の地区が互いに隣接し、それらの人口の合計が5,000人以上となる地区。本計画では、一部において40人/ha以上で表示している。

低未利用土地権利設定等促進計画　ていみりようとちけんりせつていとうそくしんけいかく

低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行う制度。

※権利設定等：地上権、賃借権、使用貸借権の設定・移転、所有権の移転

都市機能誘導区域　としきのうゆうどうくいき

医療・福祉・教育文化・商業・行政など、都市機能を担う施設を誘導すべき区域として本計画で定める区域。都市機能を集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

都市計画運用指針 としけいかくうんようししん

自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。

都市計画区域 としけいかくくいき

都市計画法に基づき、市または町村の中心部を含み、一体的に整備・開発・保全する必要があるとして都道府県が指定した区域。

都市計画審議会 としけいかくしんぎかい

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定により、市が行う都市計画の決定や変更について、案が妥当であるか調査・審議を行う機関で、学識経験者・議員・行政機関の代表・住民の代表等で構成される。

都市計画法 としけいかくほう

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容と決定手続、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。

都市計画マスタープラン としけいかくますたーぱらん

長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、様々な社会構造変化、自然災害リスクの中、持続可能で活力ある地域づくりをすすめるため、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの。

都市再生推進法人 としさいせいすいしんほうじん

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定する。まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体。

都市再生特別措置法 としさいせいとくべつそちほう

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため平成 14 年(2002 年)に定められた法律。民間による都市開発や市街地の整備に関する事業への金融支援等を規定している。

都市施設 とししせつ

子育て・教育・医療・福祉・商業など、都市において必要となる公共的な施設。

土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域 どしやさいがい(とくべつ) けいかいくいき

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」と呼ぶ。その中でも建築物に損壊が生じ著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定された区域を「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」と呼ぶ。

届出制度 とどけでせいど

土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行うに当たって、事前に届出を必要とする制度。本計画においては、都市機能誘導区域外・居住誘導区域外での開発等に適用される。

な 行

乗合タクシー のりあいたくしー

バス路線の代わりに、より小型の車両で行われる公共交通。利用者の自宅から主要施設まで送迎するものもある。

は 行

防災／減災 ぼうさい／げんさい

災害時に被害を出さないことを目指す総合的な取り組みを「防災」と呼ぶ。これに対し、被害の発生を想定した上で事前の計画的な対応を行うことによって、災害発生時の被害を最小限に軽減しようとする取り組みを「減災」と呼ぶ。

や 行

誘導施設 ゆうどうしせつ

居住者の福祉や利便性を増進する機能を持った施設のうち、特に誘導の必要性が高い施設として本計画で定める施設。都市機能誘導区域内に誘導しようとする認定こども園・福祉施設・大型商業施設・観光交流施設・図書館・博物館等が該当する。

用途地域 ようとちいき

都市計画区域において、都市の環境保全や利便の増進のために、建築できる建物の種類、用途の制限を定めたルールのこと。用途地域制度の役割として、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工業等の諸機能の適切な配置を行うために規制・誘導しようとするものであり、その役割から都市計画制度における基本的かつ根本的な制度。

種類によって住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

ら 行

立地誘導促進施設協定 りっちゆうどうそくしんしせつきょうてい

コモンズ協定とも言われる。都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地・空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）についての、地権者合意による協定制度。

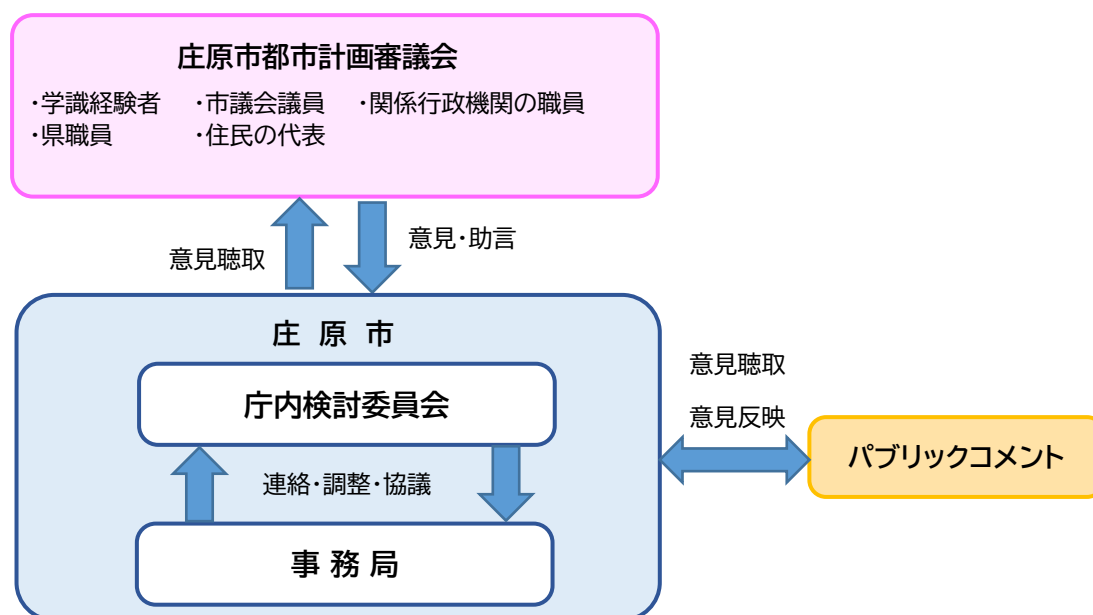
2. 各誘導施設の定義等

「第6章 誘導施設」にて定める各誘導施設について、以下に示します。

分類	誘導施設	備考
行政	市役所	
	支所	
	消防署	
	警察署	
	交番	
商業	百貨店	従業者が50人以上で、売場面積の50%以上において対面販売を行うもの
	大型商業施設	店舗の床面積1,000㎡以上
金融	銀行	
	信用金庫	
	郵便局	
	J A	
医療	病院	20人以上の患者が入院できるもの
福祉	高齢者等福祉施設	通所型サービスに該当するもの
	老人介護支援センター	介護や福祉の指導・相談・その他援助を行う施設
	地域包括支援センター	
	居宅介護支援事業所	
	保健福祉センター	
子育て支援センター		
子育て・教育	保育所等	認定こども園、幼稚園、保育所
文化・交流	文化施設	市民会館、文化ホール
	図書館	
	博物館	博物館及び博物館相当施設
	自治振興センター	
	スポーツ交流施設	総合運動公園、体育館、プール
	宿泊施設	市民の会合等に利用できる機能を有するもの
	観光交流施設	
	映画館	
その他	レンタルオフィス、コワーキングスペース	事務所、会議室用レンタル施設
	交通交流施設（駅舎等）	鉄道駅に付帯又は隣接し、待合機能や集会機能を有するもの
	集合住宅	3階建て以上のもの

3. 策定の経緯

本計画は、以下の策定体制及び経緯により検討・策定を行いました。



年月	会議	内容
令和4年5月17日	都市計画審議会 諮問	立地適正化計画策定にあたって
令和4年6月20日	庁内検討会議	立地適正化計画策定にあたって
令和4年10月13日	都市計画審議会	立地適正化計画「誘導区域の検討」について
令和4年12月26日	庁内検討会議	立地適正化計画「素案」について
令和5年2月2日	都市計画審議会	立地適正化計画「素案」について
令和5年2月10日 ～2月28日	パブリックコメント 実施	立地適正化計画「素案」
令和5年3月7日	都市計画審議会	立地適正化計画「最終案」について
令和5年3月16日	都市計画審議会 答申	立地適正化計画「答申」について

■庄原市都市計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同、合計18名)

区 分	氏 名	役 職 名 等
第1号 (学識経験者)	小林 謙介	県立広島大学生命環境学部環境科学科 准教授
	佐々木 満	庄原商工会議所 会頭
	吉本 トキコ	備北商工会 女性部長
	後藤 茂行	東城町商工会 会長
第2号 (市議会議員)	赤木 忠徳	市議会議員
	谷口 隆明	市議会議員
	坂本 義明	市議会議員
	福山 権二	市議会議員
	政野 太	市議会議員
第3号 (関係行政機関)	西尾 正博	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長
第4号 (県職員)	京久野 涉	広島県北部建設事務所庄原支所長
	大藤 秀伸	庄原警察署長
第5号 (住民代表)	福田 浩司	庄原自治振興区 区長
	田邊 良三	東自治振興区 区長
	光久 孝治	敷信自治振興区 区長
	市川 基矩	山内自治振興区 区長
	田原 宗人	西城自治振興区 役員
	金丸 和夫	東城自治振興区 会長